

『教育資金贈与信託 契約数前月比の約 2 倍に』

一般社団法人信託協会（会長若林辰雄）は、今般、平成 25 年 6 月末の教育資金贈与信託の受託状況をとりまとめ発表した。教育資金贈与信託の契約数は 18,206 件（前月末比 8,489 件増、87.4%増）、新規設定額合計は 1,246 億円（前月末比 566 億円増、83.2%増）となっている。開始直後の 4 月末時点で契約数は 3,797 件、新規設定額合計は 242 億円、同じく 5 月末時点での契約数は 9,717 件、新規設定額合計は 680 億円と推移した。取扱い開始以来、3 ヶ月間経過で多くの関心が寄せられていることがわかる。教育資金贈与信託とは、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500 万円を限度として贈与税が非課税になる信託。ただ、いくら孫のためとはいえ、教育資金の贈与で自分の老後の生活設計に影響が出てしまっては本末転倒となる。最低でも平均余命までの生活費のほかに、介護付き老人ホームの終身利用権を取得できる資金を残しておくべきであり、複数の孫に贈与する場合、節税効果ばかりを考え、年齢や在籍する学校によって金額に大きな差をつけると、相続時に孫の親同士が争う原因になりかねないので、これらの点も含めて総合考慮して実行する必要があるだろう。

『制度開始から 4 年経過 裁判員裁判の実施状況－最高裁』

最高裁判所によると、平成 24 年 12 月までに 4,673 人の被告人に判決が言い渡され、26,959 人が裁判員を経験した。罪名別では、強盗致傷事件（1,078 人、23.1%）が最も多く、次いで殺人事件（1,049 人、22.4%）、傷害致死事件（433 人、9.3%）と続く。

裁判員裁判において審理日数で最も多かったのは、4 日以内で、実に全体の 56.7% を占めている。裁判員裁判は、法律には素人の一般社会人の方を裁判員とする点で、裁判員の仕事は荷が重すぎるのではないかとも思われるが、審理の内容について 6 割を超える裁判員が理解しやすかったと回答している。また、7 割を超える裁判員が十分に議論できたと回答している。そして、実際に参加した後の感想としては、選任前は「あまりやりたくなかった」等との回答者が 5 割を超えていたのに対し、裁判参加後は 95% 余りの裁判員が「非常に良い経験と感じた」又は「良い経験と感じた」と回答し、裁判員としての職務に従事して、充実感を持ったことが伺える。裁判に携わる者として痛感するのは、事実認定の難しさである。その事実認定の難しさを、専門家である裁判官の助力を得ながら学んでいく裁判員裁判は、健全な市民を作り上げていく何よりの実践の場である。



21 世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目 14 番 22 号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com